

資料 4

武道館利用料金の減免

1 利用料金の免除

次の場合、利用料金を免除する。ただし、照明及び冷暖房を利用する場合には、実費相当額を徴収する。

埼玉県及び埼玉県教育委員会が実施するスポーツに関する事業に利用するとき

2 利用料金の減額

次の場合、利用料金（（1）から（4）までにあつては、放送室、浴室及び放送設備に係るものを除く。）の100分の50を減額する。ただし、照明及び冷暖房を利用する場合には、実費相当額を徴収する。

- （1）埼玉県、埼玉県教育委員会又は埼玉県警察が利用するとき（上記1を除く。）
- （2）埼玉県内の公立及び私立の学校が利用するとき
- （3）埼玉県内のスポーツの振興を目的とする公益団体（県を単位とするものに限る。）が利用するとき
- （4）埼玉県内の市町村又は市町村教育委員会が実施するスポーツに関する事業に利用するとき
- （5）公益財団法人日本オリンピック委員会が実施するJOC・埼玉県パートナー都市協定書第1条の諸事業に利用するとき

※ JOC・埼玉県パートナー都市協定書（抜粋）

第1条 埼玉県は、JOCのオリンピック・ムーブメントの推進と国際競技力の向上に賛同し、そのパートナー都市としてJOCの諸事業を支援し、積極的に協力する。